

令和2年度農地法申請書の 受け付け日程について

問い合わせ 農業委員会事務局 ☎内線5018

農地の貸し借りや売買、交換、贈与などによる所有権の移転、農地を宅地や駐車場、資材置き場、農作業所、農機具収納庫など農地以外の利用目的で転用するときは、農地法の許可が必要です。

許可を受けようとする人は、申請書に必要書類を添えて、右表の受付期間中に農業委員会事務局へ提出してください。

※転用をお考えの人は、事前にご相談ください

申請書受付期間		許可・不許可の決定
令和2年	4月7日(火)～15日(水)	農地法第3条申請 ↓ 翌月7日前後
	5月8日(金)～15日(金)	
	6月8日(月)～15日(月)	
	7月7日(火)～15日(水)	第4条、第5条申請 ↓ 翌月7日前後 (申請地の面積や申請内容などにより、中旬以降の場合あり)
	8月11日(火)～14日(金)	
	9月8日(火)～15日(火)	
	10月6日(火)～15日(木)	
	11月6日(金)～13日(金)	
令和3年	12月8日(火)～15日(火)	※県知事許可および保留などを除く
	1月6日(水)～15日(金)	
	2月8日(月)～15日(月)	
	3月8日(月)～15日(月)	

対象経費

対象事業者 市内に主たる事業所を有する中小企業者と各種中小企業団体

対象事業 中小企業者が自ら行う新製品・新商品に関する開発で、事業化と市場性が見込まれるもの

▽原材料や副資材の購入に要する経費

▽機械装置、または工具器具の購入、改良、据え付け、借用などに要する経費

▽外注加工に要する経費

▽開発に必要な市場調査、大学など試験研究機関との共同研究

問い合わせ 産業振興課商工振興係 ☎内線5004へ

市内に主たる事業所を有する中小企業者(団体)などを支援するため、新製品や新商品の開発に要する費用の一部を助成します。

沼田市ぐんま新技術・ 新製品開発推進補助金制度

究、データ試験などに要する経費

▽外部からの各種専門家の指導に要する経費

▽研究開発成果の知財出願などに要する経費

補助額 対象経費から20万円を減じて得た額

申し込み 4月1日(水)から5月11日(月)までに、所定の申請書に必要事項を記入して、産業振興課商工振興係に提出してください

春の火災予防運動

全国統一防火標語

「ひとつずつ

いいね!で確認

火の用心!



3月1日(日)から7日(土)まで「春季全国火災予防運動」「全国山火事予防運動」「車両火災予防運動」が実施されます。

暖房やガス器具の使用方法、出掛ける前や寝る前、火を扱った後は火の元を再確認し、一人一人が火の取り扱いに十分注意しましょう。

暖房器具やたばこの不始末、ごみ焼却による延焼など、日常生活の中でのちょっとした油断が火災につながるケースが目立っています。

市内では今年に入り、すでに火災が発生しています。空気が乾燥し、ストーブやヒーターなどの暖房器具を使用する季節です。生命や財産を守るため、火の元には十分注意し、火災の発生を予防しましょう。

問い合わせ 防災対策課消防係 ☎内線4023へ



＼幼児教育・保育の無償化のご案内／

無償化の対象となるためには 認定を受ける必要があります!!

幼稚園・認定こども園の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センターを利用する人は、「保育の必要性の認定」(施設等利用給付認定)を受けていないと無償化の対象になりません。

無償化の対象となるためには、必ず施設をご利用前に認定申請書の提出をお願いします。

※認定日より前の利用分は、無償化の対象外です

無償化の範囲

○幼稚園・認定こども園の預かり保育を利用の人

対象	無償化の限度額	
3～5歳児クラスで保育の必要性のある子ども	450円 × 利用日数	月額11,300円まで
満3歳児クラスのうち、保育の必要性があり、かつ市町村民税非課税世帯の子ども		月額16,300円まで

○認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センターを利用の人

対象	無償化の限度額
3～5歳児クラスで保育の必要性のある子ども	月額37,000円まで
0～2歳児クラス(満3歳児含む)のうち、保育の必要性があり、かつ市町村民税非課税世帯の子ども	月額42,000円まで

申請書 子ども課保育係の窓口にて配布しています

保育の必要性とは 保護者の就労、病気など次の事由により、家庭において必要な保育ができない状況にあります

▽**保育の必要性の事由** ①就労②妊娠・出産③疾病・障害④介護・看護⑤災害復旧⑥求職活動⑦就学⑧虐待・DV⑨その他

※父母ともに事由を証明する書類の提出が必要です

その他 認可保育園や認定こども園(保育利用)などを利用し、教育・保育給付認定(2・3号)を受けている人は申請不要です

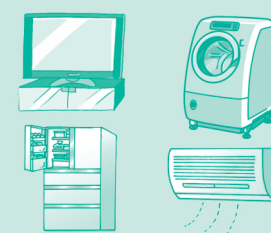
問い合わせ 子ども課保育係 ☎内線3126へ

家電リサイクルと引っ越しに伴うごみ処理

問い合わせ 環境課廃棄物係 ☎内線3073

家電リサイクル法対象機器の処分

対象4品目 エアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶式、プラズマ式)、冷蔵(凍)庫、洗濯機・衣類乾燥機



処理方法

▽購入した、または買い替える販売店に依頼

▽郵便局で家電リサイクル券を購入し、市の許可を受けた業者(家庭ごみ収集カレンダーに記載)に依頼

▽家電リサイクル法で定められた指定引取場所に直接持ち込む

※いずれもリサイクル料金の支払いがあります

指定引取場所

▽**ウブカタ資源㈱**(屋形原町2113・☎05555)

引っ越しに伴うごみの処理

処理方法 処理施設に直接搬入、もしくは市の許可を受けた業者(家庭ごみ収集カレンダーに記載)に依頼(自分で運べない場合)

※使用できるものはむやみに捨てずに、ごみの減量化にご協力をお願いします

持ち込み場所

▽**燃やせるごみ** 可燃性粗大ごみ(木製家具、布団など)は、沼田市外二箇村清掃施設組合清掃工場(白岩町226・☎01009)へ

※金属部品は取り除いてください

▽**燃やせないごみ** 不燃性粗大ごみ(金属、硬質プラスチック製品、家電リサイクル法対象4品目を除く家電製品など)は、沼田市一般廃棄物最終処分場(上川田町・☎08599)へ